

余剰電力売却入札説明書

令和 8 年旭川市告示第 1 号に基づく一般競争入札（以下「入札」という。）については、旭川市契約事務取扱規則（昭和 3 9 年旭川市規則第 2 2 号）その他関係法令に定めるもののほか、この余剰電力売却入札説明書（以下「入札説明書」という。）によるものとする。

1 公告日 令和 8 年 1 月 8 日

2 契約担当部局

〒 0 7 0 - 0 8 2 1 旭川市近文町 1 3 丁目

旭川市環境部廃棄物処理課 旭川市近文清掃工場

電話 0 1 6 6 - 5 3 - 8 9 8 9

F A X 0 1 6 6 - 5 3 - 7 7 3 7

電子メール chikabumiplant@city.asahikawa.lg.jp

3 入札に付する事項

(1) 入札件名

旭川市近文清掃工場の発電余剰電力売却

(2) 予定売却電力量

4, 3 9 1, 1 0 0 k W h

(3) 電力の特質等

余剰電力売却仕様書のとおり

(4) 売却期間

令和 8 年 4 月 1 日 0 時から令和 9 年 3 月 3 1 日 2 4 時まで

(5) 売却場所

余剰電力売却仕様書のとおり

(6) 入札書の記載方法

入札書に記載する金額は 1 k W h 当たりの単価とし、銭単位まで記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税相当額を含めて見積もった金額を入札書に記載すること。

また、消費税及び地方消費税の税率は、1 0 % とする。

4 入札参加資格

入札参加者は、次の全ての要件を満たしていること。

(1) 電気事業法（昭和 3 9 年法律第 1 7 0 号）第 2 条の 2 の規定に基づき、経済産業大臣による小売電気事業者の登録を受けている者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定により一般競争入札への参加を排除されていない者であること。

- (3) 公告の日から入札執行日までのいずれの日においても、旭川市競争入札参加資格者指名停止措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (5) 国税及び市町村税の滞納がないこと。また、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第34条第4項による公表がなされていない者であること。
- (6) 売却した電力を主として小売電気事業の用に供する電力として使用する者で、入札公告日までの2年間において、履行期間を1年以上とする契約で年間300万kWh以上の高圧電力又は特別高圧電力を調達した実績を有する者であること。

5 入札説明書を交付する場所及び問合せ先

2に同じ。なお、入札説明書は旭川市ホームページ（環境部廃棄物処理課旭川市近文清掃工場のページ）においてダウンロードできる。

(<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/509/519/520/d068290.html>)

6 入札参加資格の確認の申請

この入札に参加を希望する者は、4に掲げる入札参加資格を有することの確認を受けるため、次のとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）を提出しなければならない。なお、期限までに申請書及び確認資料を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、この一般競争入札に参加することができない。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）

イ 小売電気事業を営もうとする者の登録について（写）。ただし、経済産業省（資源エネルギー庁）ホームページの登録小売電気事業者一覧に掲載されている者は不要とする。

ウ 国税及び市町村税の納税証明書（税の滞納がない旨の証明書。写し可）。ただし、旭川市競争入札参加資格名簿に登録されている者は不要とする。

エ 業務履行実績調書（様式第3号）

(2) 提出期間

令和8年1月8日（木）から令和8年1月21日（水）までの旭川市の休日を定める条例（平成5年旭川市条例第3号）第1条第1項に規定する本市の休日（以下「休日」という。）を除く、午前9時から午後5時まで。

(3) 提出場所

2に同じ。

(4) 提出方法

持参又は郵送によること。なお、郵送については提出期間に必着のこと。

(5) 提出確認

申請書及び確認資料の提出があった者（以下「申請者」という。）には、申請書に受領印を押印の上、その写しを直接又はファクシミリの方法により交付する。なお、申請書及び確認資料を提出したにもかかわらず、写しの交付がない場合は、2の担当部局に連絡し確認すること。

(6) 入札参加資格の確認

申請者には、令和8年1月23日（金）までに次に掲げる事項を記載した一般競争入札確認結果通知書（以下「確認結果通知書」という。）をファクシミリにより通知する。なお、通知期限の翌日において、いまだ通知がない場合は、2の担当部局に連絡し確認すること。

ア 入札参加資格を有すると認めた者にあつては、入札参加資格がある旨

イ 入札参加資格を有しないと認めた者にあつては、入札参加資格がない旨及びその理由並びに所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

(7) その他

ア 申請書及び確認資料の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

イ 市長は、提出された申請書及び確認資料を、入札参加資格の確認以外に申請者に無断で使用しない。

ウ 提出された申請書及び確認資料は返却しない。

7 入札参加資格を有しないと認めた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格を有しないと認められた者は、その理由について、次のとおり書面（様式は任意）により市長に対し説明を求めることができる。

ア 提出期間

令和8年1月27日（火）までの休日を除く、午前9時から午後5時まで

イ 提出場所

2に同じ。

ウ 提出方法

持参によること（郵送、電子メール又はファクシミリによるものは受け付けない。）。

(2) 市長は、(1)の説明を求められたときは、令和8年1月29日（木）までに説明を求めた者に対し理由説明書をファクシミリにより通知する。

8 仕様書等の質問

(1) 仕様書等の内容に関する質問がある場合は、次のとおり質疑応答書を提出すること。

ア 提出書類

質疑応答書（様式第7号）

イ 提出期間

令和8年1月27日（火）までの休日を除く、午前9時から午後5時まで

ウ 提出場所

2に同じ。

エ 提出方法

電話連絡の上、ファクシミリ又は電子メールにより提出すること。

- (2) (1)の質疑応答書は、次のとおり2の契約担当部局にて閲覧に供するとともに、旭川市ホームページ（環境部廃棄物処理課旭川市近文清掃工場のページ）に掲載する。

(<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/509/519/520/d068290.html>)

ア 回答期間

令和8年1月29日（木）まで

イ 閲覧期間

令和8年2月4日（水）までの休日を除く、午前9時から午後5時まで

ウ 閲覧場所

2に同じ。

9 入札の日時及び場所等

(1) 開札の日時及び場所

ア 開札日時 令和8年2月5日（木）午後1時30分

イ 開札場所 旭川市近文町13丁目 旭川市近文清掃工場 2階小会議室

(2) 開札の方法

入札事務に関係のない職員の立会いの下で開札を行うものとし、落札者へ通知するものとする。

(3) 開札の傍聴

入札参加者その他の傍聴を希望する者は、旭川市委託契約等の競争入札（郵便入札）傍聴要領の規定に基づき開札を傍聴することができるので、開札当日は開札が始まる10分前までに2に申し込むこと。

なお、開札会場の都合により傍聴人は先着10名までとする。

(4) 入札書の提出方法

ア 入札書（様式第6号）を作成し、持参又は郵送で提出すること。郵送の場合は提出期限までに必着のこと（電子メール又はファクシミリによる入札は認めない。）。

イ 郵送により提出する場合は、その封書をさらに発送用の封筒に封入の上、宛名面左側に開札日、担当課、入札件名を朱書きすること。

ウ 旭川市余剰電力売却入札心得（郵送提出用）（別紙1）を承知すること。

(5) 入札書の提出期限

ア 提出期限 令和8年2月4日（水）午後5時

イ 提出場所 2に同じ。

10 入札の無効

公告において示した入札参加資格のない者のした入札、申請書又は確認資料に虚偽の記載をした者のした入札及び旭川市余剰電力売却入札心得（郵送提出用）において示した条件等入札に関する条件に違反する者のした入札は無効とし、これらの入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、市長により入札参加資格がある旨を確認された者であっても、入札時点において4に掲げる資格のない者のした入札は無効とする。

11 入札手続等

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

要する。

契約を締結しようとする者は、仕様書等で示した予定売却電力量に契約単価を乗じて得た総額の100分の10以上に相当する額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、落札した者が旭川市契約事務取扱規則第24条の規定に該当する場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否

要する。

(4) 落札者の決定方法

予定価格以上で最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) 最低制限価格の設定

無

(6) 支払条件

毎月後払いとし、詳細は余剰電力売却仕様書によるものとする。

12 入札の中止等

入札までの間にやむを得ない事由のため、当該契約の入札を延期又は中止することがある。

また、入札執行の際、入札者が1人以下の場合は、入札を中止することがある。

なお、中止となった場合でも、申請書及び確認資料の作成費用は申請者の負担とする。

13 入札執行回数

2回を限度とする。

なお、1回目が不調の場合、2回目の開札日時及び提出期限を参加者に電話で通知するので、9(4)の方法で入札書を提出すること。

14 その他

(1) 入札参加者は、旭川市契約事務取扱規則、旭川市余剰電力売却入札心得（郵送提出用）その他関係法令を遵守すること。

(2) 申請書及び確認資料に虚偽の記載をした場合は、旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

(3) その他、入札に関しての問合せ先

2に同じ。